意見募集時からの差異

意見募集時からの修正内容は以下のとおり。

修正内容	備考
関係省庁申合せの２．対象とする手続中「被害報告を行う者の同意がある場合は」を「被害報告を行う者が共有等を希望しない旨の意思表示をした場合を除き」に修正しました。	提出意見（別紙No.4）を踏まえた修正
関係省庁申合せの２．対象とする手続中「加えて、被害組織の負担軽減のため、各様式に基づいて報告を受けた官公署又は内閣官房国家サイバー統括室が被害組織への問合せ等を行う場合に、各様式に基づいて報告を受けた官公署及び内閣官房国家サイバー統括室は重複した内容の問合せを行わないように努めるものとする。」を追記しました。	提出意見（別紙No.27）を踏まえた修正
別添様式２及び別添様式３の１．記載の手引き中「被害拡大防止、原因究明・再感染防止のため、初期対応時において、感染端末に対して以下の対応の御検討をお願いします。」を「被害拡大防止、原因究明・再感染防止のため、初期対応時において、感染端末に対して以下の対応を御検討いただくことを推奨します。」に修正しました。	提出意見（別紙No.4）を踏まえた修正